



事務所ニュース [No.270]



◎新型コロナウイルス対応助成金

—従業員を雇用する事業主の方へ—

雇用調整助成金

厚労省 発表 ⇒⇒⇒ R4.7月以降は5月末までに通知

原則的な措置

受給額

令和4年4月～6月

- ・1日あたりの助成金上限 9,000円
- ・助成率 9/10（解雇があった場合 4/5）

⑨ **業況特例** 生産指標（売上高）が30%以上減少している事業主は、受給額が10/10（限度額上限 15,000円）

詳細は秋本、染矢にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金

※4～6月分は8月末日が申請期限です。

助成内容

有給で休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

助成金額

日額上限額
令和4年4～6月 9,000円

休暇取得期間

令和4年6月まで

◎労働保険＜年度更新＞

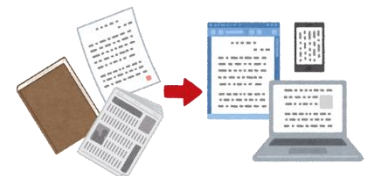
当事務所の事務組合加入のお客様の更新手続きは完了しました。

保険料は全額に関係なく3回払いとなります。第一期は7月11日が納期限です。

申告期限は7月11日です。期限までにお忘れなく手続きを終了して下さい。

◎給与台帳・給与明細も

デジタル化（ペーパーレス）しませんか？



給与台帳・給与明細を紙台帳でお渡ししていますが、政府が推進するデジタル化の急速な進展でペーパーレス、キャッシュレスの時代へ変化しています。

賃金台帳等文書の保存期限は今後5年となります。膨大な紙の保存は企業にとってお金もかかり、大きな仕事となります。当事務所は給与台帳・給与明細をデジタル化へシフトチェンジしていきます。勿論、従来通りのペーパーベースでも対応致します。

デジタル化へ進んでみてはいかがでしょうか。

（詳細は当事務所にお尋ねください）

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net